

＜基本戦略その1＞

生物多様性を社会に浸透させる

①地方・企業・NGO・国民の参画を図る

「いきものにぎわいプロジェクト」の展開

・ 広報の推進と官民パートナーシップの構築

COP10招致を契機に、地方公共団体、企業・NGOなどとのパートナーシップにより、「国際生物多様性の日（5/22）」のイベント充実など、広報を強力に推進。

・ 地方版戦略のための指針

地域活動につなげるため、地方公共団体が、地域特性に応じた生物多様性戦略を作るための指針づくり。

・ 企業活動ガイドラインの作成

企業による生物多様性に関する活動を促すため、経済団体や企業の参加を得て、取組の指針となる活動ガイドラインを作成。

・ 生物多様性に配慮したライフスタイルの提案

生物多様性に配慮した認証製品（食品や木材製品など）の選択的購入など、消費行動やライフスタイルの転換について提案。

②放課後の自然体験学習や「五感で感じる」原体験

・ 放課後などの自然体験学習・環境教育

学校教育における生物や地学などの充実や、放課後に地域の協力を得て地域固有の自然に遊び、親しむ取組を推進。

・ 「五感で感じる」原体験

子どもたちが身近な自然とふれあえる空間づくりや、小学生を対象とした農山漁村での長期宿泊体験活動の展開。

＜基本戦略その2＞

地域における人と自然の関係を再構築する

①「未来に引き継ぎたい重要里地里山」の選定と 共有資源としての管理モデル構築

- ・「未来に引き継ぎたい重要里地里山」の選定
生物多様性、景観、文化などの観点から未来に引き継ぎたい重要里地里山を選定し、維持管理の方向性や担い手の確保方策について検討。
- ・共有資源としての管理モデルの構築
環境保全型農業の推進、環境教育・エコツーリズム・バイオマスなど新たな利活用方策の検討を通じ、多様な主体が管理する仕組みづくり。

②鳥獣とすみ分けられる地域づくりと担い手育成

- ・特定鳥獣保護管理計画に基づく個体数調整・防護柵設置・生息環境整備
- ・野生鳥獣が人里に出てきにくい地域づくり
放牧などによる緩衝帯の適切な管理、放置された作物など餌となるものの除去などの取組を推進。
- ・野生鳥獣の保護管理を行う担い手の育成
- ・中・大型哺乳類の全国的な個体数推定やその年変動に関する調査の推進

③生物多様性の保全に貢献する農林水産業の推進

- ・生物多様性保全をより重視した農林水産施策の展開
生物の生息生育環境としての質を高める持続可能な農林水産業の推進と、それを支える農山漁村の活性化。
- ・幅広い国民の理解と参加の推進
農山漁村における農林漁業体験や自然とのふれあい、食育などの推進。

④希少動植物の生息できる空間づくりと外来種の防除

- ・多様な野生生物をはぐくむ空間づくり
トキ・コウノトリなどの野生復帰の推進、生物多様性に配慮した農林業とそれを通じた希少動物の餌を含む多様な生きものをはぐくむ空間づくり。
- ・外来種対策
アライグマ・ブラックバスなどのより効果的な防除の方法の開発・普及。外来種の国内移動や非意図的導入による影響の防止対策の検討。

＜基本戦略その3＞

森・里・川・海のつながりを確保する

①国土レベルの生態系ネットワークの具現化

・生態系ネットワークの計画・実現手法の検討

計画や実現のための手法の検討と、その情報提供や普及広報を通じ、全国・広域圏・都道府県など、さまざまなレベルでの生態系ネットワークの形成に向けた条件整備。

・生態系ネットワークの図化

特に広域圏レベルにおいて、関係省庁の連携のもと、具体的な生態系ネットワークの図化を目標。

②「国立・国定公園の総点検」と自然再生の推進

・「国立・国定公園の総点検」

国立・国定公園について自然環境や社会状況の変化、風景評価の多様化に対応した、総点検を行い、指定の見直し、再配置を推進。照葉樹林・里地里山・海域の積極的評価。

・自然再生の推進

自然再生の技術の向上、広域的観点からの進め方、民間の取組の支援のあり方など一層の推進方策の検討。

③漁業と両立する海域保護区のあり方検討

・沿岸・海洋域における生物多様性保全施策のあり方検討

世界遺産知床などを参考に、生物多様性の保全と漁業など多様な利用との両立を目的とした、地域合意に基づく自主的な資源管理のあり方や海域保護区などについて検討。

・海洋全般における生物多様性の総合的なデータ整備

自然環境保全基礎調査の推進と各省間の情報交換を通じたデータの充実や海域自然環境情報図の作成

・海洋汚染による生態系への影響防止、漂流・漂着ゴミ対策の推進

< 基本戦略その4 >

地球規模の視点を持って行動する

①生物多様性条約 COP10 の誘致実現

COP10の日本開催を通じ、世界の生物多様性の保全に向けて、リーダーシップを発揮。

②わが国の「生物多様性総合評価」の実施

・生物多様性指標の開発

わが国の生物多様性の全体像や施策の効果を総合的に把握する指標を、各省とも連携して開発。

・危機の状況の地図化、ホットスポットの選定

生物多様性の危機の状況を地図化し、保全上重要な地域（ホットスポット）を選定することで、優先的に保全・回復すべき地域での取組を推進。

・生態系総合監視システムの構築

総合評価の基盤としての自然環境データの充実と速報性の向上。地球温暖化の影響を含む国土の生態系総合監視システムを構築。

③自然共生モデルの世界への発信（SATOYAMA イニシアティブ）

・自然との共生のモデルの再構築

わが国が自然と共生してきた知恵や伝統を、エコツーリズムやバイオマスを含めた自然資源の循環利用、多様な主体の参加による、新たな共同利用・管理のシステムとして再構築。

・自然共生モデルの世界への発信

再構築する自然共生モデルとともに世界各地の自然共生のシステムを合わせて「SATOYAMAイニシアティブ」として世界に提案することで、世界各地での持続可能な社会づくりに貢献。

④生物多様性の観点からの温暖化緩和策と適応策検討

・温室効果ガスの排出抑制につながる緩和策の推進

多くの炭素を固定している森林・草原・湿原の保全。間伐や草原管理から出るバイオマスを化石燃料の代替エネルギーとして活用推進。

・温暖化影響への適応策の検討

温暖化影響を含む継続的なモニタリング。温暖化影響を軽減するため、環境変動への適応力が高い生態系ネットワークのあり方や地域固有の健全な生態系の保全再生方策について検討。

⑤国際協力の推進

各種条約の枠組や国際サンゴ礁イニシアティブをはじめとする二国間及び多国間ネットワークを通じた連携強化や、違法伐採対策などの協力の推進。